

農産物等輸出拡大施設整備事業 交付金交付要綱の制定について

〔 27生産第2394号
平成28年1月20日
農林水産事務次官依命通知 〕

この度、農産物等輸出拡大施設整備事業について、別紙のとおり農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱が定められたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別 紙)

農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱

制 定 平成28年 1 月20日付け27生産第2394号
一部改正 平成30年 2 月 1 日付け29生産第1892号
一部改正 令和 2 年 1 月30日付け元生産第1627号
一部改正 令和 3 年 2 月 2 日付け 2 生産第1944号
一部改正 令和 3 年12月24日付け 3 農産第2269号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(通則)

第 1 農林水産大臣は、農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱（平成28年 1 月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び卸売市場法（昭和46年法律第35号）第16条第 1 項に基づいて行う事業（以下「交付金事業」という。）に要する経費のうち交付金交付の対象として農林水産大臣が認める経費（以下「交付金対象経費」という。）について、予算の範囲内において、都道府県又は実施要綱第 2 の 2 の（3）の事業を実施する者（以下「直接採択事業者」という。）に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6 月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年 6 月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第 2 交付金対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

2 1 の規定にかかわらず、実施要綱第 3 の 2 ただし書の事業に要する経費については、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）又は農林水産省農産局長（以下「農産局長等」という。）が別に定めるところによる。

(申請手続)

第 3 都道府県知事及び直接採択事業者（以下「都道府県知事等」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び規則第 2 条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし同様式を地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。第10の 1 のただし書を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 1の申請書を提出するに当たって、交付事業を実施する都道府県知事は各事業実施主体の、直接採択事業を実施する直接採択事業者は自らの当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第4 規則第2条の規定による申請書の提出は、地方農政局長等が別に定める日までに行うものとする。

（交付決定の通知）

- 第5 地方農政局長等は、第3の1の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事等に交付金交付決定の通知を行うものとする。
- 2 第3の1の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

- 第6 都道府県知事等は、適正化法第9条第1項及び規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（計画の変更、中止又は廃止の承認）

- 第7 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号により変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。
- （2）事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。
- （3）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 都道府県知事等は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
- 3 地方農政局長等は、1及び2の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

- 第8 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要

な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第9 都道府県知事等は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、交付金事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10 適正化法第12条の規定に基づく交付金事業の遂行状況報告は、交付金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、地方農政局長等（北海道にあつては農産局長等、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、1に定める時期のほか、交付金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付金事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第11 都道府県知事等は、交付金事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第4号による実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 都道府県知事等は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第5号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3 第3の2ただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、1の実績報告書を提出するに当たって第3の2ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第3の2ただし書により交付の申請をした都道府県知事等は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12 地方農政局長等は、第11の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知する。

2 地方農政局長等は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。

3 2の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第13 地方農政局長等は、第7の交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事等が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事等が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、1の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、1の(1)から(3)までの取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(財産の管理等)

第14 都道府県知事等は、交付金対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その

収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第15 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

3 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 3の規定にかかわらず、交付金事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第5の1の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第3の1の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

5 3の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(交付金の経理)

第16 都道府県知事等は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県知事等は、1の収入及び支出について、規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して2の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 都道府県知事等は、取得財産等においては、2の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、2に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 1から3まで及び第17に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第17 都道府県知事は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第8号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第18 都道府県知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱の他の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、各事業実施主体に対し、本要綱の他の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。ただし、間接交付金事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県知事による間接交付金の交付の決定をもって都道府県知事の承認を受けたものとする。
 - (ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
 - (3) (2)による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。
- 2 都道府県知事は、間接交付金事業者が間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 都道府県知事は、1の(2)により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、1の(2)ただし書の場合にあつては、第5による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長等の承認を受けたものとする。
- 4 都道府県知事は、1の(3)により間接交付金事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 5 1及びの規定にかかわらず、4の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、1及び4の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 都道府県知事は、間接交付金事業に関して、間接交付金事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(契約等)

第19 直接採択事業者は、直接採択事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 直接採択事業者は、直接採択事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 直接採択事業者は、2の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

別表（第2、第8関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
農業・食品産業 強化対策整備交付金				
農産物等輸出拡大施設整備事業				
1 農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備	1 事業費 (1) 農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額 (事業費の1/2以内)		1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
2 農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備	(2) 農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備 実施要綱及び卸売市場法第16条第1項に基づいて行う事業に要する経費	定額 (事業費の4/10、1/3以内)	卸売市場法第16条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用	3 経費の欄に掲げる1の(3)の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げる1の(3)の事業費又は国庫補助金の30%を超える減
(2)直接採択事業	(3) 農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	事業費の1/3以内		
	2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額 (事業費の1/2以内)		

別記様式第 1 号（第 3 関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農産物等輸出拡大施設整備事業）交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に
あっては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名
〔国直接採択事業にあっては以下の項目を記載する。
所在地
団体名
代表者氏名〕

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第 3 の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 農業・食品産業強化対策整備交付金の対象となる事業の内容等
(1) 事業費

区 分		事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
				交 付 金	都道府県費	市町村費	そ の 他	
農産物等の輸出拡大に向けた 共同利用施設の整備			円	円	円	円	円	
農産物等の輸出拡大 に向けた卸売市場 施設等の整備	法律補助							
	予算補助							
合 計		事 業 費						
		附帯事務費						
		計						

--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 「事業概要」欄、「事業費」欄及び「負担区分」欄には、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合には、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
2 「農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備」のうち「法律補助」欄には、中央卸売市場施設整備の取組について記入し、「予算補助」欄には、法律補助以外のメニューについて記入する。
3 「備考」欄には、区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

区 分	事 業 概 要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
		〇金融公庫	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
		〇農協	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

(2) 附帯事務費

事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		交 付 金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	
	円	円	円	円	

合 計					

(注) 1 「事業内容」欄は、農産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。
2 「事業費」欄及び「負担区分」欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分				備 考
			交付金	都道府 県 費	市 町 村 費	その他	
			(A)	(B)	(C)	(D)	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
合 計							

Ⅳ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

注)

「事業完了予定（又は完了）年月日」は、間接補助事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡し完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

Ⅴ 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金 2 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 農業・食品産業強化対策整備交付金	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合には、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱
 実績報告の際は次の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。
 なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 事業実績内訳明細書（様式別紙）

（別紙）

事業実績内訳明細書
 事業種類（農業・食品産業強化対策整備交付金）

区分	補助 根拠	交 付 先 名	施設等区分	交付率	事 業 費	負 担 区 分				備 考
						交 付 金	都道府県	市 町 村	そ の 他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
計										
合計										

- （注） 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、区分ごとに計を設けること。
 2 補助根拠欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。
 3 施設等区分欄は、実施要綱別表の施設・機械等名を記入すること。
 4 備考欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 5 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第7関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農産物等輸出拡大施設整備事業）変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に
あっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

（国直接採択事業にあっては以下の項目を記載する。）
所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第7の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注） 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「農産物等輸出拡大施設整備事業変更承認申請書」を「農産物等輸出拡大施設整備事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第7の規定に基づき申請する」を「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。
- 3 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」に、「変更したい」を「中止（廃止）したい」に、「変更の理由」を「中止（廃止）の理由」に、それぞれ書き換えること。

別記様式第3号（第10関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農産物等輸出拡大施設整備事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に
あっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

（国直接採択事業にあっては以下の項目を記載する。
所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第10の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		令和〇年〇月〇日まで に完了したもの		令和〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）1 「区分」欄には、別記様式第1号の様式AのⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第4号（第11関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農産物等輸出拡大施設整備事業）実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に
あっては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

（国直接採択事業にあっては以下の項目を記載する。）
所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第11の規定に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- （1）軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - （2）間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第1号の様式AのV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- また、次の資料を添付すること。ただし、（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、（2）のみの添付も可能とする。
- （1）財産管理台帳の写し
 - （2）事業実績内訳明細書

別記様式第 5 号（第 11 関係）

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農産物等輸出拡大施設整備事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 氏 名

〔国直接採択事業にあっては以下の項目を記載する。
所在地
団体名
代表者氏名〕

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業に
ついて、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第 11 第 2 項の規定に基づき、
下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費 (A)	補助金額	(A)のうち 年度内支 払済額	概算払 受入済額	事業費	補助金額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注)
- 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 - 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする。
 - 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第 6 号（第 11 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

（国直接採択事業にあつては以下の項目を記載する。
所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度農業・食品産業強化対策整備交付金
（農産物等輸出拡大施設整備事業）の消費税仕入控除税額報告書

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた農産物等輸出拡大施設整備事業について、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱第 11 の 4 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の交付金の額の確定額
（令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3 の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）
・間接補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項（昭和 63 年法律第 108 号。以下同じ。）に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・間接補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

別記様式第7号（第16関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管 交付金事業名									
区分	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		備考
	メニュー	事業実施 主 体	工種構造 又 は 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									交付金	都 道 府県費	市 町 村 費	その他					
	計																
	計																
	合 計																

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 8 号（第 17 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

国			交 付 金 調 書										備 考
			地 方 公 共 団 体 名										
交付金 事業名	交付決 定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち交付金 相 当 額	支出 済額	うち交付金 相 当 額	翌年度 繰越額	うち交付金 相 当 額	
農産物等輸出 拡大施設整備 事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
事業費													
附 帯 事務費													
その他													

- 記載要領
- 「交付金事業名」欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
 - 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
 - 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
 - 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
 - 交付金事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第9号（第19関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔直接採択事業者〕 殿（第19）

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

- （注）1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局、筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。